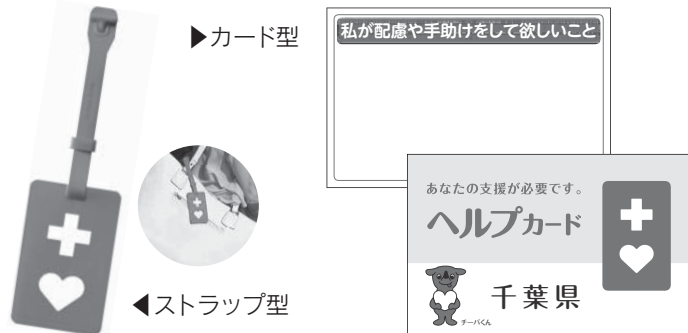


あなたの援助が必要です！「ヘルプマーク」知っていますか？

ヘルプマークは援助や配慮を必要としている障害のある方などが、自分にとって必要な援助や配慮を周囲の人に知らせることができるマークです。かばんに取り付けることができるストラップ型と財布やカードケースに入れて携帯できるカード型の2種類を配布しています。

配布場所 福祉課障害福祉班



○どのような人が持っているの？

例えば・・・

- ・義足や人工関節を使用している方
- ・心臓やじん臓などの内部障害の方
- ・妊娠初期や病気などで、外見からは援助を必要としていることがわかりにくい方
- ・視覚障害や聴覚障害があり、周囲の状況把握が難しい方

○ヘルプマークやヘルプカードを持つ人を見かけたら

- ・電車やバスでは席を譲りましょう。
- ・駅や商業施設では、困っている人を見かけたら、状況によって声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・台風・地震等の災害時には、安全に避難するための支援、避難場所での障害や病状に関する配慮をお願いします。

ヘルプマークやヘルプカードの携帯方法は、障害種別、状況、個人の考え方によって異なります。自分の生活の状況に応じた携帯方法でご活用ください。

問福祉課障害福祉班 ☎84-1257

知ろう！防ごう！障害者虐待

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害で家庭や施設、職場などどこでも起こりうる問題です。ところが、虐待をしているという認識がない場合や、虐待を受けている障害者自身も被害を認識できず、被害を訴えられない場合もあります。問題が深刻化する前に、いち早く発見し、適切な支援を行いながら、地域全体で障害のある人とその家族を支えていくことが大切です。

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障害者本人からの相談は、町障害者虐待防止センター窓口までご相談ください。通報や届出の内容から、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携しながら、事実確認を行うとともに、障害者の保護・自立の支援等に向け、適切に対応していきます。

相談者の秘密は厳守されます。

問町障害者虐待防止センター(福祉課内)

☎84-1257 FAX84-2713 **受付** 月～金 午前8時30分～午後5時15分

※時間外専用ダイヤル(中核地域生活支援センター「さんネット」内)

☎080-2597-3637 夜間・土日祝祭日・年末年始(12/29～1/3)